

京都府内部統制基本方針

1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざし、限られた財源・人員等の中で、今後ますます多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、あらゆる主体と連携して取組を進めることが重要となります。その前提として、職員一人ひとりが業務を執行する上で予めリスクがあることを認識し、適正に事務を執行する中で府民から信頼され、府民とともに歩む府政運営に努めていかなければなりません。

このため、地方自治法第150条第1項の規定により、内部統制に関する方針を定め、リスクの発生を未然に防止するとともに、法令等を遵守することにより、府民から信頼される行政サービスが提供できるよう、リスクの識別及び評価、その対応策を講じることで事務の適正な執行を確保する内部統制の取組を組織的に推進します。

2 内部統制の目的・取組の方向性

次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に事務を執行するため、組織及び運営の合理化と人材育成の強化に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、適正な手続による報告等の作成、的確な情報提供、適切な保管・管理に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守するため、職員への研修や公益通報制度の活用に取り組みます。

(4) 資産の保全

資産の有効な利活用と、適正な手続に基づく取得、使用、処分等により、その保全に取り組みます。

3 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務を対象とします。

なお、その他の事務については、これまでの既存の取組に加えて、必要に応じて、庁内での情報共有や措置の検討など、適宜、対応します。

4 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

- ・副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築します。
- ・所属長の責任のもと、係等での事務・事業の点検、進捗管理を徹底するとともに、事務・事業が的確に執行できる体制を構築し、内部統制を組織的に推進します。
- ・内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、公表します。

5 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行います。

6 内部統制の情報提供

この方針の直接の対象とならない行政委員会等に対しても、内部統制について必要な情報提供を行います。

令和2年2月10日 京都府知事 西脇 隆俊